

福島県と国立大学法人福島大学との連携に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）と国立大学法人福島大学（以下「乙」という。）は、相互に連携を図り、県勢の一層の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携を図り、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、以下の事項について連携する。

- (1) 甲と乙が有する知的資源、人材及び諸施設の活用に関すること。
- (2) 甲と乙が共同で実施する事業の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 県内高等教育機関を含む産学民官連携の推進に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携推進会議）

第3条 甲と乙は、前条の連携事項を推進するため、連携推進会議を置くことができる。

2 連携推進会議の構成及び運営等に関し必要な事項は、甲と乙が協議の上、別に定める。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1月前までに甲又は乙から申し出のない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

平成20年4月23日

甲 住所 福島県福島市杉妻町2番16号
氏名 福島県
福島県知事

作藤雄平



乙 住所 福島県福島市金谷川1番地
氏名 国立大学法人福島大学
学長

今野順夫

